

小田原市人権施策推進懇談会（第5回） 会議録

■日 時 平成30年5月30日（水） 午後2時～午後4時

■会 場 小田原市役所本庁舎 3階 301会議室

■出席者

構成員： 田座長、植田構成員、佐久間構成員、佐宗構成員、高野構成員、降旗構成員、星崎構成員、村松構成員、泰田構成員

小田原市（説明員）【福祉政策課】：早川課長、塚田係長

【職員課】：片山主査

【子育て政策課】：山田係長

【人権・男女共同参画課】：菊地副課長、八木主査

■傍聴者 0人

■会議内容

開会あいさつ

田座長、山崎市民部長

新年度につき、新構成員である佐久間構成員、降旗構成員の紹介に引き続き各自自己紹介を行った。

報告事項

事務局（八木主査）（報告）

本日は9名の出席者があり、構成員2分の1以上出席していることから小田原市人権施策推進懇談会設置要綱第7条の規定により会議が成立したことを報告。続いて八木主査より本日の配布資料について確認した。

議題（1）不適切な表現が記載されたジャンパー着用問題について

福祉政策課（早川課長）（資料をもとに説明）

平成30年4月30日おだわら市民交流センターUMECOにて開催された「小田原市生活保護行政に関する検証会」において報告がなされた、小田原市の1年間の取組についての概要を資料に基づき説明をした。

村松構成員（質問）

生活保護受給者（せめて子供だけでも）が夜間等緊急時に市役所を通さず医療機関に受診が可能となる手立てはないものか。

福祉政策課（塚田係長）（回答）

保険証に代わるものがないので、連絡体制でカバーできるものなのか所管に確認をしたい。

※生活保護法による保護を利用中であることを証明する「生活保護利用者証（休日・夜間緊急利用者証）」の利用が可能であることを確認。次回当会で補足説明することとした。

植田構成員（意見）

資料中「②利用者の視点に立った生活保護業務の見直し」ア 利用者アンケート調査の実施、とあるが目の不自由な人等に配慮して、いろいろな調査方法を講じて欲しい。そして、キの母子世帯の扶養調査についてであるが、DV被害から逃げてきている人、家庭生活が破たんしている等配慮をお願いしたい。また、④「自立」の概念を広げて～とあるが障害がある方、病気の方等様々な事情を抱えた方おり、いわゆる健康な人の目線での「自立」考え方はとても難しい。概念が広がることは良いことだと思うし大事にしてほしい。

福祉政策課（早川課長）（意見）

窓口対応ひとつにおいても、目の不自由な方に対するボランティアとの連携が可能ではないかと、この一年間の体制の見直しの中でケースワーカー自身が市民に寄り添う姿勢を様々な学ばせていただいていると思う。調査においても事情に応じた問題が起きないように配慮をさせていただいている。自立の概念に関しても必ずしも就労だけに限らない支援をしていきたい。

田座長（質問）

以前、こちらはかつて過酷な職場であり若手中心の配置であるのを見直し、職場研修などを充実させ環境を改善していくとのことであったが、今、どのような状況か。

福祉政策課（早川課長）（回答）

職場の雰囲気が大きく変わった。開かれた事務室の中で言ってみれば福祉事務所としての体を整えてきた。ケースワーカーの取り組み姿勢もとても前向きになった。職場全体も現場に寄り添う福祉事務所として機能しているな、と感じる。配置される職員も年齢層が広がり協力しながら従事している。

田座長（質問）

人事による年齢構成もバランス良く変わってきているのか。

福祉政策課（早川課長）（回答）

以前は元気いい若手、経験年数は少なく、そもそも職員としての年数も少ないものが多い状況であった。今は、そういった意味でも若手だけではなく平均年齢も上がっている。

田座長（質問）

具体的な年齢構成の資料はあるか。

福祉政策課（塚田係長）（意見）

具体的な年齢構成の資料は手持ちとしてないが、新採用職員が多かった。今は30歳代、40歳代の職員が異動という形で配属され、バランスよい構成となっている。平均年齢はまだ若いのがこれから順次変わっていくと思う。職場の風通しが良くなったことでお互い助け合うことがあると思う。一人で抱え込むことが一番よくなって、上司であったり同僚であったりのサポートが大事であると考えている。

植田構成員（質問）

惨事ストレスに対する支援についてであるが、事が起こった後の体制は良くできているが、今、現在起こった時、今、ここにある危機から職員を守る等の緊急時マニュアルは出来ているのか。

福祉政策課（塚田係長）（回答）

正直、物理的なもので制圧するというのは窓口ではできない。昨日も窓口で声を荒げる方がいらっしやしたが、必ず複数の職員で対応を心がけている。刃物等を向けられた場合の対策など検討課題である。

福祉政策課（早川課長）（回答）

以前は市民に目立つように「サスマタ」を置いていた。今は「心の武装」をまずは解くよう心掛けている。あとは警察官のOBの方に庁内を巡回してもらっている。

植田構成員（質問）

ひとりひとり暴力だとか感情的になるプロセスだとかを出来るだけ追っていけば次に似たような方が来たときに上手く対応するための参考になる。事例検討会などを持ち分析してやっていけばよいと思う。

福祉政策課（塚田係長）（回答）

相談者に対してどのようなフォローが必要か、取組が必要か、のケース検討会を生活支援課でも随時実施している。そういう場面で相談者対応のスキルアップについては年何回かの社会福祉の専門家を招いての研修を実施している。

降旗構成員（質問）

資料（「生活保護行政のあり方検討会からの改善策に対する取組状況」）の表中、○印の見方を教えて欲しい。

福祉政策課（早川課長）（回答）

（見出しが付いていなく）申し訳ありません。左側：実施済み、中：一部実施済み、右側：未着手。基本的に未着手はございません。

佐宗構成員（意見）

数字上で見えるのは例えば参考資料 3。14 日以内に処理されたのは 3 割程度だったが、今年度は 9 割。こんなに劇的に変わるという事にびっくりしている。やればできる。

福祉政策課（早川課長）（意見）

一番分かりやすいのは、「グレーをとりあえず認めよう」という判断である。良く調査しないと決定できない場合、隅々まで調査するというのをいったん止めている。まずはお困りの方を支援しようという考えに変えている。

田座長（意見）

不正受給はもちろんダメだけど、不正があったら返してもらえばいい。グレーのところはとりあえず認めて。

福祉政策課（早川課長）（意見）

最初から悪意をもってごまかして給付を受けようという人はそう多くないという事をしっかり認識した中で、まず一回は困った方を救うことが大事だという考え方である。

植田構成員（意見）

人によっては収入の意味、報酬の意味が分からない方もいられる。そこで厳しくして不正があったというふうに切ってしまうとその後が立ち行かなくなってしまうと思うのでグレーを受け入れるというのはすごくいいなと思った。その都度フォローしていけばいい。それはやはり、自立への一歩だと思うのでありがたいと思う。

議題（2）生活保護行政に関するアンケートについて

福祉政策課（早川課長）（資料をもとに説明）

現在このアンケートに係る集計は現在作業中であり、今回ご報告は出来ないが、4割近い方からご回答をいただき、この種のアンケートとしては高い率で回答をいただいている。集計がまとまり次第市の広報やホームページ等でご報告する。いま単純集計している範囲での全体を見た感触であるが、行為自体は非常に不適切だが、不正に対する問題意識をお持ちの方は少なからずいらっしゃる。一方、生活保護利用者ないしは制度を利用することに対して市民の中にも意識のズレが感じられることに関しては小田原に限った問題ではないが、大きな課題と考える。

植田構成員（意見）

最近の社会情勢から、不正に対する怒りもわかる。しかし、ズルして簡単にお金をもらえていると思っている方が多いと思うが、生活保護を受けるハードルは結構高いんだということを周知すると怒り度が変わっていくのではないかと思った。

田座長（意見）

私はアンケートが実施される前に意見交換をしていて、私自身の意見はすでにお伝えしてある。例えば3番5番6番7番、一橋大学が主体、小田原市が主体、と立ち位置の違いがあったりして、小田原市は憲法順守義務を負っていて、25条のところで、そういうふうなところが市民を混乱させたのではないか。1番や2番、教育の実施、植田さんのご指摘、アンケートの記入について、それぞれの質問について等、すべてだが、集計結果がまた報告されるということなので、今日突然来られたと思うので、そのときにまた検討したい。

議題（3）小田原市における人権施策の取組状況について

人権・男女共同参画課（八木主査）（資料をもとに説明）

田座長（意見）

ご自宅で目を通していただいて次回ご質問を頂けたらと思う。

議題（4）「女性の人権」について

人権・男女共同参画課（八木主査）（説明）

現構成員の任期が今年度末であり、指針（小田原市人権施策推進指針）のIV分野別施策の推進の残った部分、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権について優先的に懇談していただきたい。今年度最初は「女性の人権」から始めさせていただきたい。

田座長

ただ今の事務局側からの提案について、反対等ありますかいかがでしょうか。

(意見等なし)

職員課（片山主査）（資料 7 ページ目、No.59 と No.63 について説明）

降旗構成員（質問）

この講演会の対象者は職員の方か。オープンな参加なのか。

人権・男女共同参画課（菊地副課長）（回答）

昨年度開催した「LGBT ってなんだろう」については、オープン講座で、ご興味のある市民の方にも開放した。今年度どういう扱いにするかについては今後職員課と調整する。実績については、全部で 119 人が参加し、そのうち 11 人が一般の市民の参加であった。

子育て政策課（山田係長）（資料 8 ページ目、70 と 73 について説明）

村松構成員（質問）

訓練の給付金というのは例えば今生活保護を受けていて仕事をしているが、なかなかそれが合わなくて次に進みたいという方にも該当するのか。

子育て政策課（山田係長）（回答）

生活保護でも就業支援は事業としてやっていると思うが、こちらの事業で生活保護の方を対象にしないというわけではないが、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の方を対象にしている。その中には生活保護の方もいらっしゃるかもしれないが、生活保護の方限定の事業ではない。

植田構成員（質問）

8 ページの 73 だが、資金貸付事業で 95 件が貸し付けられたということだが、応募何件中 95 件なのか。また、支給される基準はどういうものか教えてほしい。

子育て政策課（山田係長）（回答）

相談に来られる方で、申請書の段階まで行けばほぼ全員だが、そこに至るまで、何のために資金を利用するかについての相談や、こういう制度があるとか、返済の見込み、そういうお話を市の方では説明して貸付に至っている。審査は県の方である。基本的にはできるだけ希望に

沿うようにしたいが、返済の目途が全く立っていない状況の方だとできない。

植田構成員（質問）

返済期限はどうか。高校レベルでの就学が主か。限度額はいかほどか。

子育て政策課（山田係長）（回答）

就学など、学校の関係で貸し付けをする場合は、卒業後6カ月据え置いた後、返済。高校の場合もあるし、大学入学や、専門学校などもある。決まった貸付限度額の中で必要な金額を貸し付ける。限度額は、修学資金では、大学で月額54,000円。

佐久間構成員（質問）

給付金について教えてほしい。児童相談所は母子の方が多いが給付金は返済がないと思うのでそれが受けられるととてもいいと思うが、件数が少ないのは受けられる要件とか、途中で辞めてしまったらどうするんだろうと気になる。

子育て政策課（山田係長）（回答）

教育関連の給付金は、いわゆるヘルパーさん、介護実務者研修とかそういうものなので、講座を受け終わったら給付するもの。教育訓練は、例えば通信講座などを自分でいったんお支払いいただき、その後、ちゃんと終わったら給付するものである。すでにどこかで働いていて、スキルアップして、所得を増やしたいという使い方でも可能である。児童扶養手当を受けている方が基本的に対象なので、所得が少ない方なので、今の仕事でこの資格を取ると正社員になれるとか、ということで受けられる方が多いと思う。高等職業訓練促進給付金の方は、学校に通って資格を取る場合に、所得が下がったり、あまり働けなくなってしまうときの、生活費の補助という形。これは受講料や授業料と関係なく決まった額を毎月給付する形。人数が少ないのは、要件が厳しいというよりも、まずは、例えば看護学校に合格しないといけないとか、この給付金があっても仕事をいったん辞めるか休んで、何年間か就学しないといけないというのがやや難しいところなのかと思う。今まで途中で辞めた方というのがここ何年かいらっしやらない。ひとり親家庭なので、お子さんはどうするのか、とか事前に十分相談してから受講している。看護学校や保育士の学校は期間も長いし、大変だが、それを越えて、資格を取って今までより所得が増えて安定した職に就けるということで活用していただいていると思う。

人権・男女共同参画課（八木主査）（資料に基づき説明）

※同時にパープルリボン運動の主旨について説明し、各構成員にリボンを卓上配布し賛同いただける場合身につけていただけるようお願いした。

植田構成員（意見）

DVについて、女性に偏っている。DVの被害者は男性にもいる。私が知る限り、女性が受けるDVは肉体的なことが多いが、女性が加害者になるDVは精神的なものが多い。男性も苦しんでいる方が多いので、男性相談も受けられる、男性相談員の配置も考えていただけたらありがたい。

人権・男女共同参画課（菊地副課長）（回答）

その議論はこの事業が始まった当初からあったが、実際に男性の方を同じ相談員が受けてしまうと、実際は加害者である方が被害者を装って窓口に来た場合の判別がつかない。今現在被害に遭われている女性を100%うちで支援する体制が整わないので今の時点で小田原市は女性に限って支援をしている。男性については、神奈川県が男性の相談をやっている。民間団体だが、神奈川人権センターでも男性相談をやっているので基本はそちらをお願いしている。そうはいっても、実際に男性の被害者も来るが、そういった方には市民相談の方が窓口となってお話を伺い、適切なお案内をする形で対応している。

植田構成員（意見）

小田原市にはあまり関係ないが、私はワークライフバランスという言葉に疑問がある。なぜライフが先に来ないのか。生活があってこそ働くのに。その概念をひっくり返さないと、働き過ぎ、とか、パワハラ、というのは減らないのではないか。ホワイト企業は生まれないのではないか、と日々思っている。全国的にまだまだ仕事第一という概念が強い。

人権・男女共同参画課（菊地副課長）（回答）

今のご意見は所管にお伝えする。当課としては、「ブラック企業」ということにもいがかがかな、という意見を持っている。要は、ブラックが悪くて、ホワイトは良い、という区別の仕方は人種差別的な表現があるのでよろしくないのではないかとというのが、当課の意見である。神奈川県もちょっと前までは「労働者使い捨て企業」のような表現をしていたかと思うが、今後の検討課題としては、そういう部分も認識している。

星崎構成員（質問）

62番について。DV相談件数が179件。どういうふうな相談内容か。

人権・男女共同参画課（菊地副課長）（回答）

相談件数はもっと多く、252件だと思う。そのうち179件はDVに絡んだ、純粋なDV相談だと私は認識している。一時保護に関して件数は減っている。シェルターに入ってしまうとかなり制約がある。例えばスマホは使えず行政が預かってシェルターに入るとか、シェルターの場所が特定されないようにすべての情報をシャットダウンして、そこを出て次の所に行くときにも、今現在の人間関係をみんな切って支援していくというのがあるので、最近の若い方が中々シェルター利用を望まない傾向がある。今は自主避難という形でお友達やご親戚を頼って、

避難する方が多くなっている。そういった形の避難でも、行政として連携を図っているので、支援体制の厚さに変わりはないと思うが、おかげさまで、テレビドラマ等でも DV について取り上げられる機会が多くなり、かなりこういった方への支援ということでは一般の皆様の意識も変わってきているようだ。

植田構成員（質問）

一般相談に電話をかけた時に、相談員は、これは DV だ、と気づいているけれど、本人が DV を受けていることに気付いていなかったり、受け入れられなかった時に、どう気付きを促していくのか。

人権・男女共同参画課（菊地副課長）（回答）

相談員が判断して「女性相談も利用してみたら？」ということで、基本は回ってくる。過去の例では、DV 週間の時に FM おだわらに職員が出て、DV のパンフレットにある様なことをお話ししたら、半年以上たってからうちに相談に来た人がいた。「聞いている時にはふーんと思っていたが、後で考えたら、私は DV で何年も我慢していた、でも我慢しなくていいんだと思って、今日来ました」ということでお見えになった方もいた。啓発事業をいくつもやっているが、それは気づきの種を撒いていくということであるのでそういった部分でいつでも我々は対応する体制は整えている。

議題（5）その他

構成員の要望により次回は（8月下旬を予定）、指針の「Ⅲ 人権施策の推進へ向けて 2 相談・支援の充実（1）相談窓口の充実、（2）相談・支援の連携、（3）専門相談員の確保と養成について懇談する。